

## 福岡市次世代自動車の普及に向けた支援事業(充電設備)補助金交付要綱

### (通則)

第 1 条 福岡市次世代自動車の普及に向けた支援事業(充電設備)補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会(以下「市民協議会」という。)が、充電設備の設置について経費の一部を助成することにより、次世代自動車の普及に向けた支援を図り、運輸(自動車)部門の地球温暖化対策を推進することを目的に交付する。

### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 充電設備 電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車をいう。)及びプラグインハイブリッド自動車(搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の検査済自動車をいう。)(以下「電気自動車等」という。)に充電するための設備をいう。
- (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 30kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- (5) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- (6) リース会社 個人又は事業者とリース契約を締結し、充電設備を貸し出す者をいう。

### (補助対象設備)

第 4 条 補助金を交付する対象の充電設備(以下「補助対象設備」という。))は、次の各号に掲げる充電設備の種類・用途に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

#### (1)共通事項

- ① 新規に購入する充電設備であること。ただし、中古の充電設備は除く。
  - ② 一般社団法人次世代自動車振興センターによる令和6年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」において、補助対象充電設備として指定されている充電設備であること。
  - ③ 福岡市内に設置されていること。
  - ④ リースの場合、リース期間は第 19 条に規定する処分制限期間以上であること。また、補助金はリース会社に交付されるため、補助金相当額を反映したリース料金を設定していること。
- (2)急速充電設備(広く市民が利用できる公共用の充電設備を設置する場合に限る)
- ① 設置場所が自動車販売店の場合は、新設する又は増設する充電設備であること。
- (3)普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド(専ら集合住宅の居住者が使用する充電設備を設置する場合に限る)
- ① 集合住宅の共用部の駐車場又は居住者専用駐車場に設置される充電設備であること。
- (4)急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド(業務に使用する電気自動車等を充電するために充電設備を設置する場合に限る)
- ①福岡市内に事務所又は事業所を有する中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に規定する中小企業者等(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社以外の法人は同法に規定する主たる業種に応じた常時使用する従業員の数の要件に該当すれば中小企業に含む。)の駐車場(自宅兼事務所又は国若しくは地方公共団体が 50%以上出資する法人の駐車場に設置される充電設備を除く。)に設置される充電設備であること。
  - ②従業員が通勤に使用する車両への充電を行う設備ではないこと。

- 2 前項第2号にかかる補助対象設備は、同一駐車場内において1基、駐車スペースが20台以上ある場合は、2基までとする。なお、この基数には、以前に本市民協議会補助金の交付を受けて設置され、第19条に規定する処分制限期間以内の充電設備を含むものとする。
- 3 第1項第3号にかかる同一申請者による申請件数は同一年度内において5件を上限とする。
- 4 第1項第4号にかかる同一申請者による申請件数は同一年度内において3件を上限とする。
- 5 第1項第3号及び第4号にかかる設備並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画の場合、その事業計画を提供する者は、供用開始から5年以内の利用料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映した利用料金を設定していること。
- 6 補助対象設備の支払い方法として、手形又はローンによる支払いを条件としている場合は、前5項の規定にかかわらず、補助金の交付対象としない。

#### (補助対象者)

第5条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 交付対象決定時に、市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。ただし、申請者がリース会社の場合は、リース会社から貸し出しされる個人又は事業者(以下「リース使用者」という。)も同様であること。
  - (2) 福岡市内の駐車場等を所有もしくは管理する者または所有者等から設置もしくは管理の許可を得た者であること。分譲集合住宅においては、管理組合または管理組合から設置もしくは管理の許可を得た者とし、新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されていない場合は、建築主または建築主から設置もしくは管理の許可を得た者を対象者とし、対象者は管理組合設立に関する計画書を提出するものとする。
- 2 補助金を申請しようとする者が、市内に本店を有しない法人で、支店・支社等からの申請となるにあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店等の記載がない場合は、代表権者から申請者への委任状を提出しなければならない。

#### (暴力団の排除)

第6条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市民協議会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
  - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
  - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市民協議会は、補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)及びリースの場合はリース使用者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
- 4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者及びリースの場合はリース使用者に対して、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

#### (補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の設備本体価格及び設置工事費とし、当該経費に係る、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。なお、設置工事費は、一般社団法人次世代自動車振興センターによる令和6年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる工事項目とする。また、設備本体価格及び設置工事費にかかる値引き等がある場合は、それを差し引いた金額とする。

#### (補助金の交付額)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 急速充電設備 補助対象経費から国等の他機関からの補助金を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該額が1基につき1,000千円を超える場合は1,000千円とする。

(2) 普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド 補助対象経費から国等の他機関からの補助金を除いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、補助対象設備で普通充電設備 1 基または充電用コンセント 1 個で当該額が 200 千円を超える場合は 200 千円、2 基または 2 個で当該額が 400 千円を超える場合は 400 千円、3 基または 3 個で当該額が 600 千円を超える場合は 600 千円、4 基または 4 個で当該額が 800 千円を超える場合は 800 千円、5 基または 5 個以上で当該額が 1,000 千円を超える場合は 1,000 千円とする。

(3) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する充電設備として、急速充電設備及び普通充電設備等をあわせて申請する場合、前 2 号のとおり算定し、当該申請における補助金の額が 1,000 千円を超える場合は 1,000 千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、国等の他機関からの補助金と前項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を上限として交付する。

3 前 2 項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 補助対象設備が再生可能エネルギー 100% の電力契約をしている場合は、前項の規定により決定した交付額に、下記の額を加えた額を交付額とする。

①急速充電設備 1 基につき 10 万円

②普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド 1 基につき 2 万円(上限 10 万円)

(申請受付期間等)

第 9 条 申請者は公募することとし、第 10 条第 1 項に規定する交付対象申請の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、令和 8 年 1 月 30 日までとする。ただし、申請受付期間であっても、第 10 条第 1 項に規定する申請による補助金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付対象申請)

第 10 条 申請者は、設置工事開始予定日の前日から起算して 30 日前までに、補助金交付対象申請書(急速充電設備の場合は〔充〕様式第 1-1 号とし、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの場合は〔充〕様式第 1-2 号とする。)に、別表 1 に定める書類(以下「交付対象申請書等」という。)を添えて、不備・不足なく適正に市民協議会へ提出しなければならない。

2 市民協議会は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。

3 市民協議会は、前項の規定により示した期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第 11 条第 1 項に基づく補助金交付非対象の決定を行うことができる。なお、市民協議会がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

(補助金の交付対象決定)

第 11 条 市民協議会は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象又は非対象の決定を行う。

2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、充電設備が設置される現地の調査を行うことができる。

3 市民協議会は、第 1 項の規定により、補助金の交付対象と決定したときは、補助金交付対象決定通知書〔充〕様式第 2 号)により、補助金の交付非対象と決定したときは、補助金交付非対象決定通知書〔充〕様式第 3 号)により、交付対象申請書等の受付から原則 1 ヶ月以内に申請者に対してその旨を通知するものとする。

4 第 1 項の規定による補助金の交付対象の決定前に当該設備の設置工事に着手してはならない。

(取下げ届)

第 12 条 申請者は、前条第 3 項の通知を受ける前に第 10 条第 1 項の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届〔充〕様式第 4 号)を提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

- 第 13 条 第 11 条第 3 項の補助金交付対象決定通知書による通知を受けた者(以下「交付対象者」という。 )が第 10 条第 1 項の規定による申請内容を変更するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(急速充電設備の場合は〔充〕様式第 5-1 号とし、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの場合は〔充〕様式第 5-2 号とする。 )に、変更内容が分かる書類を添えて市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市民協議会は、前項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書(〔充〕様式第 6 号)により、申請者に通知するものとする。

(計画中止届)

- 第 14 条 交付対象者は、充電設備の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届(〔充〕様式第 7 号)を市民協議会に提出しなければならない。

(交付対象決定の取消し)

- 第 15 条 市民協議会は、交付対象者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付対象決定を取り消すことができる。
- (1) 充電設備の設置を中止したとき。
  - (2) 充電設備の設置完了後、正当な理由なく、期限内に補助金の交付請求を行わないとき。
  - (3) 第 10 条第 1 項に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。
  - (4) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
  - (5) この要綱の規定に違反したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により交付対象決定を取り消したときは、その旨を交付対象決定取消通知書(〔充〕様式第 8 号)により、当該交付対象者へ通知するものとする。ただし、交付対象者が前条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

(事業実績報告兼補助金交付請求)

- 第 16 条 申請者は、充電設備の設置工事が完了し、かつ充電設備に係る補助対象経費全額の支払いが完了したときは、充電設備の設置工事が完了した日又は充電設備に係る補助対象経費全額の支払いが完了した日のどちらか遅い日から起算して 30 日以内または令和 8 年 3 月 2 日までのいずれか早い日までに、事業実績報告書兼補助金交付請求書(急速充電設備の場合は〔充〕様式第 9-1 号とし、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの場合は〔充〕様式第 9-2 号とする。 )に、別表 2 に定める書類(以下「実績報告書等」という。 )を添えて、不備・不足なく適正に市民協議会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、やむを得ない理由により実績報告書等の提出が遅延する場合には、あらかじめ市民協議会の承認を受けなければならない。

(補助金交付の決定)

- 第 17 条 市民協議会は、前条の規定に基づく事業実績報告兼補助金交付請求があったときは、速やかに実績報告書等の内容を審査し、交付対象決定通知書にある補助内示金額の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、交付の決定又は不交付の決定を行う。ただし、第 13 条第 2 項に規定する計画変更通知書により、補助内示金額に変更がある場合は、当該金額の範囲内で交付すべき補助金額を確定するものとする。
- 2 市民協議会は、前項の規定において、必要があると認めるときは、充電設備が設置された現地の調査を行うことができる。
- 3 市民協議会は、第 1 項により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(〔充〕様式第 10 号)により、不交付と決定したときは、補助金不交付決定通知書(〔充〕様式第 11 号)により、実績報告書の受付から原則 1 ヶ月以内に申請者に対してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、実績報告書に記載されている申請者名義の口座への振込により補助金の交付を行う。

(管理)

第 19 条 補助金受領者又はリースの場合はリース使用者は、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。

2 補助金受領者は、補助事業完了日から 5 年以内(以下「処分制限期間」という。)に、改姓、住所、相続による所有者の変更、又はリース使用者の改姓や住所の変更等、実績報告書の内容を変更するときは、あらかじめ変更届出書(〔充〕様式第 12 号)に変更内容がわかる書類を添えて、市民協議会に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助金受領者は、取得財産を、処分制限期間中に市民協議会の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してならない。

2 補助金受領者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(〔充〕様式第 13 号)を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 リースの場合、補助金受領者が処分制限期間にリース使用者とのリース契約を解除しようとする時は、あらかじめ財産処分承認申請書(〔充〕様式第 13 号)を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市民協議会は、前 2 項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し財産処分承認通知書(〔充〕様式第 14-1 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 18 条の規定により交付した補助金の一部または全部を市民協議会へ返還させることができる。

(1) 本要綱に違反した場合。なお、本規定による返還の額は、処分制限期間に対して、違反を行った日から処分制限期間の満了日までの月数(1 ヶ月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額とする。

(2) 偽りその他不正な方法により本補助金を受給した場合。なお、本規定により返還を求める額は、全額とする。

2 市民協議会は、補助金受領者が第 20 条第 4 項の規定による承認を受けて取得財産を処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。

ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さない事由によるものとして次の各号に該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。

(1) 災害等により財産処分した場合

(2) その他市民協議会が特に認める場合

3 前項の規定による返還の額は、処分制限期間に対して、処分を行った日から処分制限期間の満了日までの月数(1 ヶ月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額とする。

4 第 1 項及び第 3 項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 市民協議会は、第 1 項及び第 2 項の規定により返還を求める場合は、補助金返還請求書(〔充〕様式第 14-2 号)により本人へ通知するものとする。

(申請手続きの依頼)

第 22 条 申請者は、第 10 条第 1 項の規定による補助金交付対象申請及び第 16 条の規定による実績報告書の提出に係る手続き(第 12 条、第 13 条及び第 14 条の手続きを含む。)を第三者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができる。

2 申請者は、前項に規定された手続きの代行を依頼するに当たっては、第 10 条に規定する申請と併せて申請等手続代行者選任届(〔充〕様式第 15 号)を市民協議会に提出しなければならない。

3 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

(協力)

第 23 条 補助金受領者は、補助事業完了日が属する年度から 5 年間、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 使用状況に関するアンケート等の提出
- (2) その他市民協議会が協力を依頼する事項

(個人情報の取扱)

第 24 条 市民協議会は、福岡市次世代自動車の普及に向けた支援事業(充電設備)補助金において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 61 条第 1 項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

- 2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
- 3 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年福岡市条例第 8 号)その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市民協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

(別表 1)補助金交付対象申請時に必要な添付書類

I 設置する充電設備が急速充電設備(広く市民が利用できる公共用の充電設備を設置する場合に限る)の場合

|   | 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>【個人】<br/>本人確認書類(氏名、住所、生年月日が記載されたもの)</p> <p>【法人】<br/>・申請日時点において、発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し<br/>・役員名簿(〔无〕様式第16号)<br/>・代表権者から申請者への委任状(市内に本店を有しない法人で、履歴事項全部証明書等に記載のない支店・支社等からの申請時のみ)(〔无〕様式第17号)</p> <p>【マンション管理組合(管理組合法人を除く)】<br/>・マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し<br/>・代表者の本人確認書類(氏名、住所、生年月日が記載されたもの)<br/>・新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されていない場合は、建築主が上記法人の確認書類とあわせて管理組合設立に関する計画書</p> <p>【リース会社】<br/>・申請日時点において、発行から3ヶ月以内のリース会社自身に関する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し<br/>・リース会社自身に関する役員名簿(〔无〕様式第16号)<br/>(リース使用者が個人の場合)<br/>・上記【個人】に記載の書類<br/>(リース使用者が法人の場合)<br/>・上記【法人】に記載の書類</p> <p>【上記以外の法人(充電サービス事業者等)】<br/>・申請日時点において、発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し<br/>・役員名簿(〔无〕様式第16号)<br/>・代表権者から申請者への委任状(市内に本店を有しない法人で、履歴事項全部証明書等に記載のない支店・支社等からの申請時のみ)(〔无〕様式第17号)</p> |
| 2 | <p>【マンション管理組合の場合】<br/>総会等で当該充電設備設置について議決されたことが確認できる議事録等の写し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3 | <p>申請日時点において、発行から3ヶ月以内の、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し</p> <p>【申請者がリース会社の場合】<br/>・リース使用者の市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し(申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの)</p> <p>※交付対象申請書の中で、市税等の課税状況及び納税状況の照会が行われることについて同意する場合は提出不要</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 4 | <p>国等の他機関から補助金を申請している場合はその申請書の写し<br/>(充電設備の設置基数、充電設備の購入費、充電設備の購入費に対する補助金申請額、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる設置工事費、設置工事費に対する補助金申請額が記載されているもの)<br/>(電子申請の場合は入力内容をPDF形式などで出力したもの)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5 | <p>充電設備設置に係る工事・売買契約書類又は見積書等の写し<br/>※補助対象経費の支払い方法として、手形及びローンの場合は補助金交付非対象とする。</p> <p>【リース契約の場合】<br/>・リース契約書(賃貸借契約書)【案】の写し<br/>・貸与料金の算定根拠明細書(〔无〕様式第18号)<br/>※交付対象決定通知の後でしか作成できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 | <p>工事内容及び充電設備経費内訳明細書(4の書類に記載がある場合は省略可)<br/>(明細書作成日・設置場所・メーカー名・型式・本体価格・設置基数の記載があるもの)</p> <p>【急速充電設備の設置を他の工事とあわせて実施する場合】<br/>充電設備の設置に関する工事費用がわかるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7 | <p>駐車場等の全体見取り図(駐車台数が分かること)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8 | <p>設備設置場所平面図(6の見取り図に記載の場合は省略可)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 9 | <p>電気配線図(6または7の図面に記載の場合は省略可)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|    |                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 設置予定場所の現況写真(撮影日が確認できるもの)                                                                                                                                                                                                        |
| 11 | 充電設備の仕様が分かる書類(カタログの写し等)                                                                                                                                                                                                         |
| 12 | <p>【要綱第8条第4項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し</li> </ul> <p>※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること</p> <p>※充電設備設置工事完了後でしか提出できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可</p> |

Ⅱ 設置する充電設備が普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド(専ら集合住宅の居住者が使用する充電設備を設置する場合に限る)の場合

|   | 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>【個人】<br/>本人確認書類(氏名、住所、生年月日が記載されたもの)</p> <p>【法人】<br/>・申請日時点において、発行から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し<br/>・役員名簿(〔无〕様式第 16 号)<br/>・代表権者から申請者への委任状(市内に本店を有しない法人で、履歴事項全部証明書等に記載のない支店・支社等からの申請時のみ)(〔无〕様式第 17 号)</p> <p>【マンション管理組合(管理組合法人を除く)】<br/>・マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し<br/>・代表者の本人確認書類(氏名、住所、生年月日が記載されたもの)<br/>・新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されていない場合は、建築主が上記法人の確認書類とあわせて管理組合設立に関する計画書</p> <p>【リース会社】<br/>・申請日時点において、発行から 3 ヶ月以内のリース会社自身に関する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し<br/>・リース会社自身に関する役員名簿(〔无〕様式第 16 号)<br/>(リース使用者が個人の場合)<br/>・上記【個人】に記載の書類<br/>(リース使用者が法人の場合)<br/>・上記【法人】に記載の書類</p> <p>【上記以外の法人(充電サービス事業者等)】<br/>・申請日時点において、発行から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し<br/>・役員名簿(〔无〕様式第 16 号)<br/>・代表権者から申請者への委任状(市内に本店を有しない法人で、履歴事項全部証明書等に記載のない支店・支社等からの申請時のみ)(〔无〕様式第 17 号)</p> |
| 2 | <p>【マンション管理組合の場合】<br/>総会等で当該充電設備設置について議決されたことが確認できる議事録等の写し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3 | <p>申請日時点において、発行から 3 ヶ月以内の、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し</p> <p>【申請者がリース会社の場合】<br/>・リース使用者の市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し(申請日時点において、発行から 3 ヶ月以内のもの)<br/>※交付対象申請書の中で、市税等の課税状況及び納税状況の照会が行われることについて同意する場合は提出不要</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4 | <p>国等の他機関から補助金を申請している場合はその申請書の写し<br/>(充電設備の設置基数、充電設備の購入費、充電設備の購入費に対する補助金申請額、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる設置工事費、設置工事費に対する補助金申請額が記載されているもの)<br/>(電子申請の場合は入力内容を PDF 形式などで出力したもの)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5 | <p>充電設備設置に係る工事・売買契約書類又は見積書等の写し<br/>※補助対象経費の支払い方法として、手形及びローンの場合は補助金交付非対象とする。</p> <p>【リース契約の場合】<br/>・リース契約書(賃貸借契約書)【案】の写し<br/>・貸与料金の算定根拠明細書(〔无〕様式第 18 号)<br/>※交付対象決定通知の後でしか作成できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6 | <p>工事内容及び充電設備経費内訳明細書(5 の書類に記載がある場合は省略可)<br/>(明細書作成日・設置場所・メーカー名・型式・本体価格・設置基数の記載があるもの)</p> <p>【普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置を他の工事とあわせて実施する場合】<br/>充電設備の設置に関する工事費用がわかるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7 | 駐車場等の全体見取り図(駐車台数が分かること)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8 | 設備設置場所平面図(7 の見取り図に記載の場合は省略可)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 9 | 電気配線図(7 または 8 の図面に記載の場合は省略可)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|    |                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 設置予定場所の現況写真(撮影日が確認できるもの)                                                                                                                                              |
| 11 | 充電設備の仕様が分かる書類(カタログの写し等)                                                                                                                                               |
| 12 | 【普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画の場合】<br>利用料金算定根拠明細書(充様式第 19 号)                                                                         |
| 13 | 【要綱第 8 条第 4 項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類】<br>・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し<br>※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること<br>※充電設備設置工事完了後でしか提出できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可 |

Ⅲ急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド(業務に使用する電気自動車等を充電するために充電設備を設置する場合に限る)の場合

|   | 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>【市内中小企業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日時点において、発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し</li> <li>・役員名簿(充様式第16号)</li> <li>・代表権者から申請者への委任状(市内に本店を有しない法人で、履歴事項全部証明書等に記載のない支店・支社等からの申請時のみ)(充様式第17号)</li> </ul> <p>(上記書類で中小企業法に規定する中小企業者等に該当するかが不明な場合は、以下①②のいずれかの書類)</p> <p>①労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写)</p> <p>②日本年金機構等公的機関による証明書</p> <p>ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。</p> <p>(ア)法人の事業概況説明書</p> <p>(イ)健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表</p> <p>(ウ)給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書</p> <p>(エ)賃金台帳</p> <p>【個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(氏名、住所、生年月日が記載されたもの)</li> <li>・個人事業主が事業を営んでいる事を証明する書類(以下の①～④の条件を満たしているもの)</li> </ul> <p>①屋号、住所、代表者氏名の記載があること</p> <p>②行政機関の発行印及び発行日付の記載があること</p> <p>③有効期間の記載がある場合、有効期間内であること</p> <p>④有効期間の記載がない場合、令和4年度以降に発行されたものであること</p> <p>【リース会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日時点において、発行から3ヶ月以内のリース会社自身に関する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し</li> <li>・リース会社自身に関する役員名簿(充様式第16号)</li> </ul> <p>(リース使用者が個人事業主の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記【個人事業主】に記載の書類</li> </ul> <p>(リース使用者が市内中小企業者等の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記【市内中小企業者等】に記載の書類</li> </ul> <p>【上記以外の法人(充電サービス事業者等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日時点において、発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し</li> <li>・役員名簿(充様式第16号)</li> <li>・代表権者から申請者への委任状(市内に本店を有しない法人で、履歴事項全部証明書等に記載のない支店・支社等からの申請時のみ)(充様式第17号)</li> </ul> <p>(充電設備使用者が個人事業主の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記【個人事業主】に記載の書類</li> </ul> <p>(充電設備使用者が市内中小企業者等の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記【市内中小企業者等】に記載の書類</li> </ul> |
| 2 | <p>申請日時点において、発行から3ヶ月以内の、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し</p> <p>【申請者がリース会社の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース使用者の市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し(申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの)</li> </ul> <p>※交付対象申請書の中で、市税等の課税状況及び納税状況の照会が行われることについて同意する場合は提出不要</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3 | <p>国等の他機関から補助金を申請している場合はその申請書の写し</p> <p>(充電設備の設置基数、充電設備の購入費、充電設備の購入費に対する補助金申請額、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる設置工事費、設置工事費に対する補助金申請額が記載されているもの)</p> <p>(電子申請の場合は入力内容をPDF形式などで出力したもの)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4 | <p>充電設備設置に係る工事・売買契約書類又は見積書等の写し</p> <p>※補助対象経費の支払い方法として、手形及びローンの場合は補助金交付非対象とする。</p> <p>【リース契約の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース契約書(賃貸借契約書)【案】の写し</li> <li>・貸与料金の算定根拠明細書(充様式第18号)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|    |                                                                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ※交付対象決定通知の後でしか作成できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可                                                                                                                                         |
| 5  | <p>工事内容及び充電設備経費内訳明細書(4の書類に記載がある場合は省略可)<br/>(明細書作成日・設置場所・メーカー名・型式・本体価格・設置基数の記載があるもの)</p> <p>【急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置を他の工事とあわせて実施する場合】</p> <p>充電設備の設置に関する工事費用がわかるもの</p> |
| 6  | 駐車場等の全体見取り図(駐車台数が分かること)                                                                                                                                                               |
| 7  | 設備設置場所平面図(6の見取り図に記載の場合は省略可)                                                                                                                                                           |
| 8  | 電気配線図(6または7の図面に記載の場合は省略可)                                                                                                                                                             |
| 9  | 設置予定場所の現況写真(撮影日が確認できるもの)                                                                                                                                                              |
| 10 | 充電設備の仕様が分かる書類(カタログの写し等)                                                                                                                                                               |
| 11 | <p>【急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画の場合】</p> <p>利用料金算定根拠明細書(充様式第19号)</p>                                                                         |
| 12 | <p>【要綱第8条第4項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類】</p> <p>・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し</p> <p>※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること</p> <p>※充電設備設置工事完了後でしか提出できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可</p>  |

(別表 2) 事業実績報告兼補助金交付請求時に必要な添付書類

I 設置する充電設備が急速充電設備(広く市民が利用できる公共用の充電設備を設置する場合に限る)の場合

|   | 書 類                                                                                                                                                                                     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 国等の他機関から補助金を申請している場合は交付決定通知書の写し<br>(交付決定額が補助金交付対象申請時と異なる場合は、充電設備の設置基数、充電設備の購入費、充電設備の購入費に対する補助金申請額、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる設置工事費、設置工事費に対する補助金申請額がわかるようにすること)                              |
| 2 | 交付対象申請時に未提出の場合<br>【リース契約の場合】<br>・リース契約書(賃貸借契約書)の写し<br>・貸与料金の算定根拠明細書(充様式第 18 号)                                                                                                          |
| 3 | 補助対象経費の支払い(※)について確認できる領収書等の写し(宛名《申請者名》・金額・但し書き《充電設備名及び内訳金額》・領収日・発行日・領収者名・領収印が、正しく記載・押印されているもの)<br>※補助対象経費の支払い方法として、手形及びローンの場合は補助金不交付とする。                                                |
| 4 | 充電設備の設置状況を示す写真(遠景・近景各 1 枚)(撮影日が確認できるもの)                                                                                                                                                 |
| 5 | 充電設備の銘板等部分の写真(撮影日が確認できるもの)<br>銘板等には、型式の記載が確認できるものであること                                                                                                                                  |
| 6 | 充電設備の保証書の写し<br>保証書には、保証期間・型式が記載されていること                                                                                                                                                  |
| 7 | 補助金の振込先を確認できる通帳等の写し(金融機関名・店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかるもの)                                                                                                                                      |
| 8 | 交付対象申請時に未提出の場合<br>【要綱第 8 条第 4 項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類】<br>・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し<br>※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること<br>※充電設備設置工事完了後でしか提出できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可 |

Ⅱ 設置する充電設備が普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド(専ら集合住宅の居住者が使用する充電設備を設置する場合に限る)の場合

|   | 書 類                                                                                                                                                                                                           |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>国等の他機関から補助金を申請している場合は交付決定通知書の写し<br/> (交付決定額が補助金交付対象申請時と異なる場合は、充電設備の設置基数、充電設備の購入費、充電設備の購入費に対する補助金申請額、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる設置工事費、設置工事費に対する補助金申請額がわかるようにすること)</p>                                           |
| 2 | <p>交付対象申請時に未提出の場合<br/> <b>【リース契約の場合】</b><br/> ・リース契約書(賃貸借契約書)の写し<br/> ・貸与料金の算定根拠明細書(充様式第 18 号)</p>                                                                                                            |
| 3 | <p>補助対象経費の支払い(※)について確認できる領収書等の写し(宛名《申請者名》・金額・但し書き《充電設備名及び内訳金額》・領収日・発行日・領収者名・領収印が、正しく記載・押印されているもの)<br/> ※補助対象経費の支払い方法として、手形及びローンの場合は補助金不交付とする。</p>                                                             |
| 4 | <p>普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画で補助金交付請求額が変更している場合は、変更を反映した充様式第 19 号</p>                                                                                                     |
| 5 | <p>充電設備の設置状況を示す写真(遠景・近景各 1 枚)(撮影日が確認できるもの)</p>                                                                                                                                                                |
| 6 | <p>充電設備の銘板等部分の写真(撮影日が確認できるもの)<br/> 銘板等には、型式の記載が確認できるものであること</p>                                                                                                                                               |
| 7 | <p>充電設備の保証書の写し<br/> 保証書には、保証期間・型式が記載されていること</p>                                                                                                                                                               |
| 8 | <p>補助金の振込先を確認できる通帳等の写し(金融機関名・店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかるもの)</p>                                                                                                                                                     |
| 9 | <p>交付対象申請時に未提出の場合<br/> <b>【要綱第 8 条第 4 項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類】</b><br/> ・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し<br/> ※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること<br/> ※充電設備設置工事完了後でしか提出できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可</p> |

Ⅲ急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド(業務に使用する電気自動車等を充電するために充電設備を設置する場合に限る)の場合

|    | 書 類                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 国等の他機関から補助金を申請している場合は交付決定通知書の写し<br>(交付決定額が補助金交付対象申請時と異なる場合は、充電設備の設置基数、充電設備の購入費、充電設備の購入費に対する補助金申請額、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる設置工事費、設置工事費に対する補助金申請額がわかるようにすること)                              |
| 2  | 交付対象申請時に未提出の場合<br>【リース契約の場合】<br>・リース契約書(賃貸借契約書)の写し<br>・貸与料金の算定根拠明細書(充様式第 18 号)                                                                                                          |
| 3  | 補助対象経費の支払い(※)について確認できる領収書等の写し(宛名《申請者名》・金額・但し書き《充電設備名及び内訳金額》・領収日・発行日・領収者名・領収印が、正しく記載・押印されているもの)<br>※補助対象経費の支払い方法として、手形及びローンの場合は補助金不交付とする。                                                |
| 4  | 急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画で補助金交付請求額が変更している場合は、変更を反映した充様式第 19 号                                                                               |
| 5  | 充電設備の設置状況を示す写真(遠景・近景各 1 枚)(撮影日が確認できるもの)                                                                                                                                                 |
| 6  | 充電設備の銘板等部分の写真(撮影日が確認できるもの)<br>銘板等には、型式の記載が確認できるものであること                                                                                                                                  |
| 7  | 充電設備の保証書の写し<br>保証書には、保証期間・型式が記載されていること                                                                                                                                                  |
| 8  | 補助金の振込先を確認できる通帳等の写し(金融機関名・店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかるもの)                                                                                                                                      |
| 9  | 交付対象申請時に未提出の場合<br>【要綱第 8 条第 4 項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類】<br>・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し<br>※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること<br>※充電設備設置工事完了後でしか提出できない場合は、事業実績報告兼補助金交付請求時の提出でも可 |
| 10 | 設置した充電設備を使用して充電する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入(※)が確認できる書類の写し(自動車検査証[自動車検査証記録事項]、契約書など)<br>※令和6年後以降に購入した車両に限る                                                                                  |